

24 長寿第 21159 号  
平成 24 年 7 月 6 日

(法人名) 代表者 様

香川県健康福祉部長

営利法人監査（書面検査）の実施及び関係書類の提出について（通知）

国においては、介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護保険サービスの適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」の閣議決定を踏まえ、平成20年度から平成24年度までの5年間で、営利法人が運営する全ての介護サービス事業者に対する監査の実施を決定しました。

これを受け、本県においても、平成20年度以降、順次、監査を実施しているところです。

つきましては、本年度、貴法人の運営する下記の介護サービス事業所を対象に、介護保険法第76条、第83条及び第115条の7に基づき、監査（書面検査）を実施しますので、**別添の「監査資料作成要領」に基づき関係書類を作成のうえ、平成 24 年 8 月 10 日(金)までに郵送（又は持参）で提出**してください。

なお、監査は、ご提出いただく「自己点検シート」による書面検査のほか、必要に応じて、**実地検査（立入調査）**を行う場合があります。実地検査（立入調査）を実施する場合は、別途通知します。

また、今回の関係書類の提出は、介護保険法の規定による権限に基づき実施するものであり、**関係書類を期限までに提出しない場合又は内容に虚偽の報告が認められた場合には、介護保険法第77条第1項第7号、第84条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号の規定に基づき、指定取消等の行政処分の対象となりますのでご留意**ください。

記

監査対象事業所及び監査対象サービス

(監査対象事業所名称)

(監査対象サービス種別)

## 【監査資料作成要領】

### 1 提出する関係書類(次の1～4は全てのサービスで提出が必要な書類です)

(1) 自己点検シート提出届

(2) 各サービス別の自己点検シート

※ 平成24年6月の状況を記載してください。

(3) 平成24年6月の勤務実績表

※ 平成24年6月の実績を記載してください。

「かがわ介護保険情報ネット」のホームページに様式を掲載しています。

(4) 平成24年6月の利用者実績表

※ 訪問介護及び通所介護については、参考様式を「かがわ介護保険情報ネット」のホームページに掲載しています。参考様式に記載している内容が分かるものであれば事業所で作成している既存資料の提出でも結構です。

※ 訪問介護及び通所介護以外のサービスについては、利用者氏名、要介護度、利用回数がかかる内容の資料の提出をお願いします。

### 2 提出の方法及び提出期限等

(1) 提出の方法

※ 郵送又は持参にしてください。(FAX 又はメールでの提出は不可)

※ 郵送の場合、封筒の表面に赤字で「自己点検シート在中」と記載してください。

(2) 提出期限

※ 平成24年8月10日(金)

(3) 提出先 ⇒ 〒760-8570

香川県健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ

(本件に関する問合せ先 ⇒ 087-832-3269 直通)

### 3 提出にあたっての留意事項

①監査の対象は実施通知の「監査対象事業所及び監査対象サービス」に記載している全ての事業所が対象となります。

②関係書類の提出は、複数の事業所がある場合には、全ての事業所分をまとめて、一番上に「自己点検シート提出届」を添えて、郵送(又は持参)してください。

③提出する関係書類は、「かがわ介護保険情報ネット」(<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/>)のホームページの「営利法人が運営している介護サービス事業所に対する監査の実施について」に掲載している様式をダウンロードして作成してください。

### 4 その他留意事項

①居宅サービスと介護予防サービスを一体的に運営している場合には、1つのシートに両事業所の状況を記載してください。

②事業所の体制に関するもので、事業所によっては答えがない事項については、「不適の場合の事由及び改善方法」の欄に「該当せず」の記載をしてください。

③介護予防サービスのみの指定を受けている事業所についても、作成・提出が必要です。